

ポリバリズムの思想的背景——スペイン系 アメリカ諸国とアメリカ合衆国の相違——

西 俣 昭 雄

西半球を占めるスペイン系アメリカ諸国とアメリカ合衆国の余りにも異った立場について多くの試論がある。それらの試論に接すると、この問題を的確にとらえ、自国の歴史と国家的・民族的利益にとらわれずに満足すべき説明を示しているものは殆んどないことに気付くものである。殊に第2次世界大戦後、国際法秩序をまもる自由のチャンピオンとして、または戦勝国の不動の地位を得たアメリカ合衆国が、スペイン系アメリカ諸国に対し提供してきた一連の龐大な援助額等により、ポリバリズムのもつ思想的背景及びスペイン系アメリカ諸国とアメリカ合衆国の基本的思想上の相違の問題をとりあげるに際し、その意味をあいまいなものにし、またはアメリカ合衆国の立場と協力関係のみを強調するようなものが多くでている(注1)。

一般的に言って、スペイン系アメリカ諸国とアメリカ合衆国の相違は、拡張主義と国家中心主義の相違として、経済分野にその根本的に異ったそれぞれの立場が見られる。その根底には、アングロサクソンのアメリカとスペイン系アメリカの間に横たわるものの考え方、またはその歴史的・傳統的諸姿勢の相違が含まれているのである。

両者の根本的な相違を経済的、思想的、文化的、或は結論的には人間的な観点から評価するためには、歴史的な過程のもっとも深い層に達するまで問題を掘り下げて見究める必要がある。この相違の本質は傳統的性質の深い所に根をおろしているのであって、この二つの世界がそれぞれ固有の歴史的特性を形成する際して、とった異った道程に、その中心的問題が存在すると考えるのである。

(注1) 例えば、Nicolas García Samudio : "La Independencia de Hispanoamérica" (1945, México)

Vedro de Alba : "De Bolívar a Roosevelt" (1949, Mexico) 等。

1 ス페인系アメリカ諸国の特性

スペイン系アメリカ諸国とは、具体的にはスペイン語を用いている国々(イspano・アメリカ諸国ともいう。)を指し、西半球の約25ヶ国中の19ヶ国を占める国々を意味する。これらの国々は、スペイン王国の植民地として、歴史的な基礎と特色とを同王国より受けてきている(注1)。

スペインは約3世紀間(16世紀より19世紀の初頭まで)にわたる中南米一帯の支配を通じて、同地域の固有の特殊の地位を確立せしめるに至った。即ち、法理論的にはフランシスコ・デ・ビトリア(Francisco de Vitoria)とその弟子達が16世紀において“De Indis”等を通じて唱導したキリスト教の人道主義に基く「原住民の教化のためにその権利の保護と差別なき扱い」及び「人権保障の立法」と「人道的政策」の実行を提示し、為政者、知識人及び傳導士達の行動目標に正当な理論的根拠をあたえたのである。(注2)。

同地域に対し、政治的に重要な意味をもっているのは、1519年にカルロス1世(Carlos I)が断行し、その後フェリペ2世(Felipe II)及びカルロス2世(Carlos II)がこれを追認したインディオ諸王国のスペイン王国への併合(La incorporación de los Reinos de las Indias a la Corona de Castilla)である。この併合宣言を通じて、「この行為は我々の意思であり、我々はインディオ諸王国がその恒久的発展と堅実な地位を保つため、永久に我々と合体するよう決定し、誓約したが故に、それらの王国の譲渡は禁止する。いかなる時代にあっても、我がカステリア国王の下から、全的にまたは部分的に離れること、切り離されること、或は分割されることのなきよう命ずる。永久に、いかなる理由、根拠及び人的行為によっても、全的にまたは部分的に、その都市や村落が切り離され、または分割されることのなきことを、我々自身の名誉、国王及び子孫の名において確約し、誓う。」ということを示明して、やがて後になってイspano・アメリカと呼称されるに至った地域の絶体的・不滅のスペイン王国との合体を広く世界に宣言したのである。即ち、ここでイspano・アメリカ地域のスペイン王国との一体性を確定的なものにしようとしたのである(注3)。

この観点から、「インディオ諸国は植民地ではなかった。」とする一連の見解が出ている(注4)。

更に、「或はそれらの地域はスペイン本国以上のものであった。」として、イスパノ・アメリカー帯に対し恒久的拘束力のある法令の公布が行われなかった事実が指摘される。同地域には、特別の法典（*Leyes de Indias*）の制定が行われ、インディオ諸国における法令の公布は、インディオ達自身の権利及びその財産保護のためのものであった。スペイン本国または他の地域で制定された法令は、同じ拘束力のあるものとしてインディオ諸国に適用されることはなかった。この特別の専属的法令の存在が、その地域及び住民に特殊的地位をあたえる結果となるものであった。

このイスパノ・アメリカ地域にあたえられた特殊的地位が、更に国際的なカテゴリーまで止揚されたのは、1750年のスペイン・ポルトガル間の条約である。これはヨーロッパ列強の緊張・対立が世界化する傾向から、中南米地域を保護するための取極めで、イペロ・アメリカ地域の永世中立宣言が行われるに至った。同宣言の第21条では、両王国間に戦争状態突入の事態が生じて、「南アメリカに居住するすべての両王国の臣民は、通常と何ら変ることなく暮し、平和の維持に努むべきであり、個人的に或は集団的にいかなる敵対行為をもとってはならない。」と規定し、更に「いかなる侵略行為の煽動者、または首謀者も、そのなしたことがどんなに軽微であっても、容赦なく死刑に処せられ、いかなる捕獲品も、誠実に、完全な形で返還されねばならない。両国は自国の港をどちらか一方の国の敵国にその利用を認めてはならない。本項は、両王国が他の地域で戦闘状態にあっても効力を有する。」ことを明示したのである（注5）。

この国際条約は多くの学者の指摘をまつまでもなく（注6）過去の歴史を通じてかつて例のないものであった。アメリカ大陸の恒久的平和の維持を意図したこの1750年の国際条約を通じての宣言は、解釈のしよりによっては、1823年のモンロー・ドクトリンの先例ともみなすことができる。即ち、この事例は、モンロー・ドクトリンが公布される約1世紀前に、イペロ・アメリカ地域は早くも法的にも、または政治的にも、その外部的保護を受けるといふ特殊的地位を認められていたことを意味する。

（注1） Jaime Delgado : “Introducción a la Historia de América” では、「スペイン」と「アメリカ」の二つの地域が「イスパノ・アメリカ文化」といふ特有の文化を築き上げるため、両者の結合時代を迎え、

その発展の基礎を形成した。と書いている。

(注2) José Miranda : Vitoria y los Intereses de la Conquista de América" (1947, México)

(注3) M. Hernandez Sanchez-Barba : "Tensiones históricas hispanoamericanas en el siglo 20" 173頁

(注4) 例えば, Ricardo Levene : "Las Indias no fueron Colonias," 及び, Jimenez y Suarez : "Historia de América" 等。

(注5) M. Hernandez Sanchez-Barba 「前掲」174頁

(注6) 例えば, Camilo García Trelles : "La política exterior norte-americana de la postguerra" (1924, Valladolid)

2 アメリカ合衆国の特性

一方、そのような早い時期に特殊的地位の確立を得たイペロ・アメリカ地域と全く異った好対照を示したのはアングロサクソン系のアメリカにおける英国の諸植民地であった。英国は、明確な方式による植民地政策に欠けていただけでなく(注1)、事実上、他国の既成植民地への侵入と支配にも積極的に乗り出したのである。その例として、スペインによって創設されたジャマイカ(Jamaica)、オランダ人のニューヨーク(New York)、フランス人のニュー・スコットランド(New Scotland)等をあげることができる。更に他の植民地は、宗教的迫害または18世紀における革命の変動に何らかの関係を有する人達的意思と手によって形成されたもの、または会社制度(注2)によって形成されたものであった。英国が植民地に抱いていた関心は、物質的な面に重きをおき、貿易上の内容が植民地の中心的・本質的課題を形成するものであった。

1756年より63年までに起った北アメリカの「7年戦争」は、北アメリカ支配のための英仏及びスペインによる植民地戦争であった。このような一連の経験の結果によって、13植民地の住民はそれぞれ自身の手で、自分を保護する特殊的地位を形づくる必要を知ったのである。

7年戦争の結果、英国はその植民地に対する介入を強化し、一連の経済上の諸措置をとりはじめるに至った（例えば、毎年度割当てられる対英国の義務の完全履行、殊に1764年の税法、1765年の印紙条例に見られるように、即金で権利金や査定額の支払いを要求した。）。更に、1763年の条約に基づいて獲得された土地に対する管理権は、植民地の行政官の手から英帝国任命の取締官の指揮下に移され、それまで可能であった開拓地の無償獲得が禁止された。また1774年には、植民者による西部地域の支配を、最終的な形で排除する英国の領土政策が決定され、植民地出身者による投資の可能性を完全に封じたのである。その同じ年にアメリカ植民地の第1回会議が開催され、全居留地からの代表者達はこぞってこれに参加した。この頃には既に英王室に対する反抗の計画が提起されていたのである。

英国は、このようなレジスタンスに対し正面から対抗する態度をとった。やがて、この紛争が独立宣言へのきっかけとなるに至ったが、この革命実現計画の真最中に、これと平行して、アメリカの特殊の地位の基礎となる孤立政策がつくりあげられていったのである。

アメリカ合衆国の孤立主義は、このようにして、独立達成前の革命時代に形成され、やがて共和国へと繋ぎ行き、更に中断することなく支持されて、モンロー・ドクトリンの頂点に達するに至るのである（注3）。ただし、この孤立主義は日本の鎖国とは全く異なる性質のもので、ヨーロッパ列強諸国との政治的・軍事的同盟の問題のみに関することであって、貿易上の条約締結は強力に維持され、推進され続けたのである。

（注1） 英国王家によって設立された植民地はジョージア（Georgia）のそれのみであった。それもスペイン領のフロリダ（Florida）の前面に立てて、これを封じ込む役割を果たすものとして許可されたものであった。

（注2） 例えば、ヴァージニア、プリマス及びマサチューセッツ地方は、英国の会社によって植民地化され、デラウェアはスイスの一会社によって設立され、マリーランド、カロライナ、ニュー・ジャージー及びペンシルバニアは財産制度の対象として所有地となった。

（注3） ジョン・アダムス（John Adams）は、フランスとの条約締結の問題を片づけるために開かれた1776年の会議で、既にこの孤立政策上の原則を表明している。即ち、全ヨーロッパの列強諸国との平和の維持、将来起り得る戦争の場

合におけるそれらの国々との完全中立、したがって、いかなる国とも自国を危険にさらすような同盟条約を締結しないことを明示したのである。この主張に対してワシントンは、その送別の宴のあいさつ(1796年)の中で、道徳的見地からの支持をあたえた。ジェファーソンは、その賛同者たらんと決意して、憲法に定められた確固たるその特殊的地位を、やがて完全な形で、モンロー・ドクトリン(1823年)の頂点に達せしめる役割を果たしたのである。

3. モンロー・ドクトリンとイスパノ・アメリカ諸国の地位

以上のように、アメリカ合衆国の孤立主義的政策は、スペインがその約1世紀以前にアメリカ領域にあたえようと努めた体制に類似したものであった。このスペイン的特殊性は、やがて1750年の条約宣言で実現されるに至ったが、北アメリカの場合、その特殊的地位確立のための動きは独立運動のめざましい1774年から1776年の間に始められ、1823年のモンロー・ドクトリンに至って実現されたのである。しかし、この両者の理論的な流れには重要な相違がある。北アメリカの創造的諸活動は、あくまでも社会そのものの中から湧き出た個人的な意志に立脚するものであったし、更にこれに対し英国は殆ど何らの積極的姿勢をも示さなかったばかりでなく、かえつて、そのような活動に対し否定的立場をとってきたのである。故に北アメリカの孤立主義は、地域的な自らの行動力に特徴づけられるものである。

これに反して、イスパノ・アメリカの孤立主義は、外部からの決定によって打立てられ、消極的な社会にこれを一方的にあたえたものである。だから、イスパノ・アメリカ地域の住民は、何ら特別の努力を払う必要もなした、早い時期に保護地域としての地位を完成された形で有していたことになる。

積極的な社会と消極的な社会で示されるこの二つの異った条件は、やがてイスパノ・アメリカ諸国がその独立を達成するに至って、両者間の異った思想と傾向を明確に示すようになり、それが同大陸内での相互的關係に入ると常に別々に、しかも対立的な形でそれぞれの計画を立てねばならない運命を辿るものとなった。この両地域の基本的姿勢の相違は、その後のアメリカ合衆国がイスパノ・アメリカ地域における対スペイン独立戦争に際して、一貫して中立主義を堅持し、更にそれらの地域の独立達成後は、逆に積極的に同地域に対

する資本主義的膨脹主義(注1)と棍棒政策(注2)を推しすすめる結果をもたらすに至り、モンロー主義を通じて同地域を完全なアメリカ合衆国の縄張りとして、その独占的活動の場とならしめるに至った。この事実によりイスパノ・アメリカ諸国内ではこれに挑発されて根強いナショナリズムの動きが台頭するに至ったのである(注3)。

(注1) 米国政府の援助提供については、イスパノ・アメリカ諸国は長い歴史をもっている。その援助方式の一大特徴は、「借款」という形をとり、決して被援助国の開発を促進するものではなかった。それは、むしろ萎縮を図るものであり、善隣ではなく、絶体的隷属の要求であり、借金の見返りに米国商品売りつけるので、イスパノ・アメリカ諸国の工業化の芽生えを摘んでしまい結果となり、観光客向きの民芸品産業に甘んずる地位へ追い込んでしまっていたことが指摘される。

(注2) 第1次大戦前まで、アメリカ合衆国がカリブ海諸国及び中米諸国に加えた一連の武力干渉をいう。金融帝国主義によるドル外交の典型と非難されてきた政策である。

(注3) アメリカ合衆国の示したイスパノ・アメリカ諸国圧迫政策は、独立後間もないイスパノ・アメリカ諸国の世論に深い米国への不信と疑念の念が根を下ろす結果となった。他方、アメリカ合衆国人にイスパノ・アメリカに対する輕視的傾向の気風を植えつけるに至ったことが指摘できる。この事実は、今日までの両地域の相互理解を事実上妨げている怖るべき障害であるといえる。

4. ボリバリズムの台頭

ボリバリズム(Bolivarismo)は、イスパノ・アメリカ地域の統一を目指す精神を意味するもので、イスパノ・アメリカ主義ともいわれているものである。その主唱者は南米の独立の父シモン・ボリバル(Simon Bolivar)であった。だが、それは所謂、汎アメリカ主義とは何ら関係のないものであった(注1)。

イスパノ・アメリカ地域統合の思想についてもっとも強い表現を示したシモン・ボリバ

ルは、幾つかの機会にこれを開陳した。例えば、1815年9月の「ジャマイカ書簡」(Carta de Jamaica)として知られているその、「この島の1紳士に対するある南アメリカ人よりの返信」(Contestación de un americano meridional a un caballero de esta isla)の中では次のように述べている。「我々の世界を一つの国家として、相互的に一つのつながりに属するものと考えて、これをつくりあげようとするのは、まことに偉大な理想である。これらの国々は、既に同じ起源を有し、共に同一言語、同一慣習及び同一宗教を有しているとすれば、結論的には当然、それぞれの異った国々を連合せしめる単一の政府をもつべきである。それ以上のことを更に求めるのは、恐らく不可能であろう。というのは、その中には、相異なる気候風土を有し、異なる立場や対立的利害関係、または不統一な性格がアメリカを分断してしまっているからである。もし、パナマ地峡が我々にとって、あたかもギリシヤ人にとってのコリントのようであれば、どんなに素晴らしいであろう。いつの日か、幸運にもそこで共和国や王国、または帝国の代表者達の荘嚴な議会在設置され、世界の他の国々と戦争と平和の諸問題について条約を締結し、または議論するときがくるように祈る。」と。また同じ時代のホセ・セシリオ・デル・バリエ(José Cecilio del Valle)は1822年に、「我々は同一大陸で生を享け、同一の母をもつ子供であり、兄弟妹姉であり、同じ言葉話し、同一の主義を擁護し、同じ目的の下に寄り集まっている者達である。」として、連邦結成を主張した。

ポリバルの連邦結成の考え方は、将来に備えて堅固な提携をつくりあげる必要性の痛感を前提とするものであったが、1818年にブエノス・アイレスでブレイドン(Purreydon)に宛てた書簡の中で次のようにくり返している。「ヴェネゼラ解放の戦いが、勝利の中にその独立を完成するに至った後、或はもっと有利な情況や緊密な関係が成立した後になれば、我々はいっしょに強い希望をもって、我々の手でアメリカ諸国協約の形成に全力を注ぐであろう。それは、このことによって我々のそれぞれの共和国が単一の代表団により、世界に向かって、かつて古い国々の間に例のなかった威厳と広大さをもつアメリカを代表し得るようになるためである。」そうして、1825年にペルー大統領に宛てた一書簡の中でも、「南アメリカは、きっとその建国の初期に、親しみに溢れた連邦を構成するに至るであろう。……私は心から、我々のそれぞれの共和国が国家としての立場でな

く、過去の時代において我々を緊密な姉妹として結合せしめたあのつながりによって、結束することを楽しみにしている。」と。

ボリバルが、ここで示している連邦の構想は、相互防衛と相互扶助を基本としたものであった。しかもそれは、その加盟国のそれぞれの主権の完全な剝奪を意味したものでなかった(注2)。

ボリバルの Panama 会議開催の積極的な態度は、種々異った利害関係を有するイスマノ・アメリカ諸国の間に、広範囲にわたる一連の相互的統合を目指す条約の調印を目的とするものであった。故に、アヤクチョの大会戦(1824年)で勝利をおさめると、すべてのイスマノ・アメリカ諸国に回覧文を送って、国際会議に招待するに至った。ここで注目せねばならないのは、ボリバルの大構想の中にはアメリカ合衆国が含まれていなかったということである。ボリバルの理想としていた連邦の想定は、対スペイン戦争に参加したスペイン系アメリカ諸国のみを対象とするものであった。このことは、アルゼンチン、チリー、ボリビアの連邦結成の提案が行われたとき、アルベアル(alvear)に宛てた返信の中でも明らかに示されている。即ち、「この願いは、私がスペイン系全アメリカの国々にも拡大したいと願っているものである。」と(注3)。

しかし、ボリバルとその支持者達の有するイスマノ・アメリカの未来に対する遠大な計画は、独立後間もない当時のイスマノ・アメリカ諸国に充分理解されなかったのである。当時の考え方からすれば、モンロー・ドクトリンの後、イスマノ・アメリカ諸国相互提携の思想は、ただ単にスペインの再侵略に備える軍事同盟の結成を目的とするものである、とみなされていたのである。そのため、ボリバルの遠大な意図は、サンタンデル副大統領(Santander)がメキシコのグァダルペ・ビトリア大統領(Guadalupe Victoria)と協調して、強力にアメリカ合衆国を Panama 会議に招待すべきであると提案しはじめた(注4)ときから、その効果を失うに至ったのである。メキシコはヴェネゼラと共に、会議での討論の重要な部分ではアメリカ合衆国と同一歩調をとり、イスマノ・アメリカ諸国がモンロー主義に対し、全体的承認をあたえる代り、スペインまたはその他の外国勢力が侵入してきた場合、イスマノ・アメリカの全地域の防衛問題について、モンロー・ドクトリンに基づいて相互的防衛措置をとるとの合同宣言を得よう、というイスマノ・

アメリカ諸国の願望を中心に進展されていった。

だが、イスパノ・アメリカ諸国のこの意図は徒勞に終わった。というのは、アメリカ合衆国は終始、それに応ずる何らの意思表示をも見せなかったからである。その理由は明白である。即ち、スペイン系アメリカ諸国のもつ消極的な植民地時代よりの性癖として有する大国よりの保護依存主義の世界観と、常に自からの手と意思のみで積極的な行動を起しながら打立てられた個人主義・孤立主義のアメリカ合衆国との相異なる対立的な立場に基くものであった。

(注1) このことについて、Felix Fernandez Shaw はその書、“La Organización de los Estados Americanos” (1959, Madrid) の中で鋭く論証している。

(注2) M. Hernandez Sanchez-Barba. 「前掲」 180頁

(注3) J. B. Moore : “Digest of International Law”

(注4) Nicolas Garcia Samudio. 「前掲」 190頁

5. ポリバル以後のポリバリズム

パナマ会議に参加したイスパノ・アメリカ諸国は(注1)、それぞれ離散の形で分れていった。これに反し、アメリカ合衆国は、完全な活動の自由をもって、政治的に何らの拘束をも受けようとしなかった国々に対し、それ以来、南米中心主義の傾向を覆えず同盟結成の動きをはたらきかけはじめたのである。

ポリバルの支持者達はパナマ会議で挫折したポリバリズムの理想を、トクバヤ(Tocubaya)での会議で復活せしめようと図ったが、アメリカ合衆国の妨害で逆に徒勞に終わった。パナマ会議での二重の失敗、即ち、同会議でモンロー主義に対する全体的同意の宣言がなし得られなかったこと、及び、いかなる形にもせよ、イスパノ・アメリカ諸国間の同盟の結成が実現されなかったことによって惹き起される結果は、間もなく現われてきたのである。即ち、先ず第1にアメリカ合衆国によるメキシコの国土分離、カリブ海地域への武力介入、パナマ地域のコロンビア国よりの分離等がそれである(注2)。それに対処するため、メキシコによって召集された国際会議も失敗を続けたが、その反面、アメリカ合衆国を中心とするリマ会議(1847年)が開催され、ポリビア、ペルー、コロン

ビア、エクアドル及びチリーとの間に条約加盟国外の国々または土着民の部族を対象とする相互援助・防衛条約を締結したのである。更に、1856年のニカラグア政権の承認を契機に、チリー、エクアドル、ペルーの諸国との間に大陸同盟条約(Tratado Continental de Alianza y Asistencia Reciproca)が締結され、また同年にワシントンで、メキシコ、ペルー、コスタ・リカ、グワテマラ、コロンビア、ヴェネゼラ及びエル・サルバドルの諸国との間に、同じ性格の条約が締結された。

だが一方、ポリバリズムは大きく後退しながらも、なおもボリバルの思想と築りを有する条約の締結がその後多数現われたのである。

例えば、パナマ会議から直接由来する国家間の結合及び連合同盟の考え方を表明した条約としては、1848年のリマ条約、1856年のワシントン条約及び1856年のリマ条約がある。また、全権を委任された代表者達による会議の設置を通じて、連合諸国の恒久的な築りがつくりあげられるという考え方を表明した条約としては、1846年のリマ条約、1856年のサンチャゴ条約、1856年のワシントン条約及び1865年のリマ条約等がある。更に、連合諸国相互間または外国との紛争及び平和を、全権を委任されている議会の仲裁または裁定を通じて平和的に解決しようとする考え方を表明したものとしては、1848年のリマ条約、1856年のサンチャゴ条約等がある。陸海軍の合同使用の考え方を表明したものとしては、1848年のリマ条約と1865年のリマ条約等がある。連合加盟国が他からの攻撃を受けた場合、全加盟国がその救援にあたることを表明したものとしては、1848年のリマ条約、1856年のワシントン条約及び1865年のリマ条約等がある(注3)。

以上のことからして、明確に言えることは、ボリバルによって提唱されたイspano・アメリカ連邦結成に関する従来の傾向は、姿を消したが、その反面、ポリバリズムの思想はイspano・アメリカ諸国の連帯感を強める要素として根強く存在し続けているということである。19世紀前半のポリバリズムに代って、汎アメリカ主義の傾向が19世紀の後半以来、新たに現われるに至ったが、この新しい傾向は、積極的にアメリカ合衆国により計画され、支持され、奨励されてきているところのものである。

- (注1) Nicolas García Samudio の“ La Independencia de Hispanoamerica ” (1945, México)によると、パナマ会議に招待された国々は、メキシコ、ペルー、チリー、グワテマラ、ヴェネゼラ、コロンビア及びブエノス・アイレス(アルゼンチン)の諸国であった。その中、チリー及びブエノス・アイレスはこれに参加しなかった。
- (注2) Genaro Carnero Checa : “ El Aguila Rampante ” - el imperialismo yanqui sobre américa latina - (1956, México)
- (注3) Felix Fernandez-Shaw : “ La organización de los Estados Americanos ” (1963, Madrid)